

介護保険住宅改修について



横手市 市民福祉部 高齢ふれあい課

電話 0182-35-2134

介護保険の住宅改修とは

介護を必要とする方が、住み慣れた自宅（住所地）で持てる能力に応じ自立した生活ができるようにするために、介護保険のサービスとして住宅の小規模改修を支援するものです。

住宅改修の要件

<p>対象者</p>	<p>介護保険の要介護認定で、要支援1・2、要介護1～5と認定された被保険者</p> <p>※新規に介護保険を申請し、その結果待ちの間に改修を行う場合は、事前申請は可能ですが、支給は認定結果が出てからとなります。（介護認定の結果「非該当」の場合は支給されません。）</p> <p>※退院時に間に合うように入院中に住宅改修を行いたい場合は、事前申請は可能ですが、支給は退院後となります。（退院できない場合は支給されません。）</p>
<p>対象となる住宅</p>	<p>被保険者証記載の住所の住宅に限ります。</p> <p>※現住所と保険証の住所が異なる場合や、一時的に身を寄せている住宅等での改修費用は支給対象となりません。</p> <p>※借家や被保険者証記載の住所の所有者ではない場合は、住宅の所有者の同意書が必要となります。</p>
<p>事前申請</p>	<p>改修工事を行う前に、必ず事前申請が必要です。</p> <p>※工事を始めた後に申請した場合は住宅改修費が支給されません。</p>
<p>支給対象工事</p>	<p>要支援・要介護者の身体状況と住宅の状況等からケアマネジャー等が総合的に判断し、作成した「理由書」に基づいて施工される工事であり、下記の①～⑥の住宅改修が必要と認められる場合に保険給付の対象となります。</p> <p>①手すりの取付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○転倒防止・移動のための手すりの取付け（固定するもの） ○玄関から道路までの通路への手すりの取付け ×導線上必要のない場所への取付け <p>②段差の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スロープ・敷台の取付け（工事を伴って固定するもの） ○引き戸のレールをフラットレールへ変更 ○敷居の撤去 ○床面のかさ上げ（他の居室に対し廊下のみが低い等） ×取付けに工事を伴わないもの ×昇降機・移動用リフト等の設置に伴う工事費用 <p>③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居室の畳をフローリングに変更

	<ul style="list-style-type: none"> ○トイレのタイル床を滑りにくい床材に変更 ○玄関から道路までの通路を滑りにくい舗装材へ変更 ×老朽化による床の張替え ④引き戸等への扉の取替え <ul style="list-style-type: none"> ○開き戸から、引き戸やアコーディオン扉への取替え ○ドアノブをレバータイプに取り替え ○既存の戸の開閉向きの変更 ×戸のない出入口への新たな戸の取付け ⑤洋式便器への便器の取替え <ul style="list-style-type: none"> ○和式便器から洋式便器への取替え ×便器を固定しない場合（福祉用具購入費に該当します） ×洋式便器から洗浄機付きの洋式便器への取替え ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事 <ul style="list-style-type: none"> ○手すり取付けのため、板を打つ下地補強 ×手すり取付けのため、壁をはがして下地を入れる補強工事 ○段差解消で浴室の嵩上げを行う際の蛇口等の移動が必要な場合の移設工事 ○段差解消でスロープを設置する場合の転落防止の柵等の設置 ○段差解消で敷居を撤去する場合の扉の継ぎ足し ○床材変更のため下地の補強や根太の補強 ○扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ○水洗和式便器から洋式便器への取り替える際の最低限の給排水設備工事 ×便器取り替えにあわせて、非水洗トイレを水洗化する給排水工事 ×仮設トイレの設置費用 ○洋式便器取替えに伴い、立ち上がりスペースがなく、男性用トイレとの仕切りを撤去することにより立ち上がりスペースを確保するための壁撤去工事 ×①～⑤の工事部分以外のクロス張替え工事 ○扉変更や便器取り替えによる扉や便器の処分費用
支給限度基準額	<p>20万円（介護保険からの支給限度額は7～9割）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1回の改修で使い切らずに数回に分けて利用することができます。 ※20万円以上の工事をした場合は、20万円を超えた金額は全額自己負担になります ※転居や、介護の必要の程度が3段階以上上がった場合（ただし、要支援2と要介護1は同じ段階）には、再度20万円まで利用できます。

手続きの流れ

要介護認定の有無の確認

★まだ介護認定を受けていない場合は、お近くの地域局市民サービス課か、高齢ふれあい課に要介護認定の申請をし、認定を受けてください。

ケアマネジャーへの相談（改修の検討）

★まず、ケアマネジャーに相談し困っていることや、改修したい点を相談し、住宅改修の内容を検討しましょう。

★検討の結果、改修が必要だと判断された場合は、ケアマネジャーが『住宅改修が必要な理由書』を作成します。

★住宅の所有者が本人でない場合は、住宅の所有者からの承諾書が必要です。

施工業者選択、見積作成依頼

★施工業者を選び、住宅改修に係る見積りを依頼します。金額に差があることがありますから、3社以上の業者に見積りを依頼し、比較検討することをおすすめしています。

★施工業者が決定したら、図面と着工前写真の作成を作成してもらいます。

事前申請

★お近くの地域局市民サービス課か、高齢ふれあい課にケアマネジャー等が事前申請書類を提出します。その際、書類を基に、工事内容や改修が必要な理由を聴き取りいたします。

（必要に応じて、現場確認をさせていただくことがあります。）

☆事前申請に必要な書類は4ページを参照してください。

事前申請書類の受取・着工・完了・支払

★事前申請に不備がなく、内容の確認ができましたら、事前申請書類に受付印と確認印を押印し、お返しします。

★ケアマネジャー等より、市から事前申請書類の受け取りの連絡がありましたら、着工してください。なお、工事終了後、必ず図面や見積書等と内容が違っていないか、被保険者が利用して不具合がないかの確認をお願いいたします。

★工事完了後、いったん全額を工事事業者へお支払ください。支払った領収書（宛名は被保険者名）と、工事終了後の写真を工事事業者より受け取ってください。

事後申請

★事後申請に必要な申請書等を揃えた上で、事前申請書類を提出した地域局市民サービス課または、高齢ふれあい課へご提出ください。

★提出時、内容を確認いたします。なお、場合によっては、現地確認をさせていただくことがあります。

★確認ができましたら、その確認した翌月に申請額の7～9割分（被保険者の負担割合による）をお振込みいたします。

必要な書類

【事前申請に必要な書類】

書類	内容
理由書	<p>ケアマネジャー又は地域包括支援センター職員など資格を有する者が作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用者の現状として、困っていること、改善したいこと、不安なことをできるだけ具体的に記載してください。また、改修の内容についても、改修の目的、効果、改善されることなどをできるだけ具体的に記載してください。 • ケアプランに同様の内容が記載されている場合は、理由書のかわりにケアプランに代えることができますが、具体性が乏しい場合は理由書を再提出していただきます。
工事見積書	<p>施工事業者が作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 宛名は被保険者本人としてください。 • 工事の内容（材質等仕様、長さ、面積）、数量、定価、金額等を明記してください。「〇〇工事一式」は不可です。 • 保険給付対象外の工事については、それが分かるように見積書を作成してください。
図面	<p>施工事業者が作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 住宅の平面図を作成し、改修箇所が分かるように印を記入してください。 • 住宅の平面図は、被保険者の生活動線を確認いたしますので、本人の生活動線を分かるように記載してください。 • 段差解消をする場合には、基準面に対する高低差を記載してください。

工事前の写真	<p>施工業者が撮影します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修前の状態を撮影した写真（日付入り）に、改修箇所が分かるように印を書き加えてください。 A4サイズの台紙に添付するか、A4サイズの紙に印刷して提出してください。なお、紙の種類はコピー用紙で構いません。
カタログの写し	<p>施工事業者が作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用する材料や部品等のカタログ類をコピー（白黒可）し、マーキングしたものを添付してください。
所有者の承諾書	<p>改修を行う住宅の所有者が、被保険者本人ではない場合、所有者に記入してもらい提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者が家族であっても必要です。（後日のトラブルを避けるため）

【事前申請に必要な書類】

書類	内容
申請書	<p>被保険者（代筆可）が作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要事項を記入してください。 申請者は被保険者となります。 申請額は、保険対象額となります。
領収書	<p>支払い後に、施工業者が発行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 宛名は、被保険者本人のフルネームとしてください。 領収書は原本を提出してください、窓口で確認後、受付印を押印し、原本はお返しします。 対象外工事分を含んだ領収書でも構いません。ただし、見積書などで保険対象金額が確認できる場合に限りです。
工事後の写真	<p>施工業者が撮影、作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修箇所毎に、改修内容が確認できるよう撮影してください。（できる限り、工事前の写真と同じ構図で撮影してください。なお、構造的な都合で、全てが写りきらない場合は、その部分を追加で撮影してください。） 写真には撮影日を入れてください。
事前申請で提出した書類	<p>事前申請時に提出した書類を全て提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由書 工事見積書 図面 工事前の写真 カタログの写し 所有者の承諾書

住宅改修を進める前に

◎改修をする目的や困っていることを明確にしましょう

あなたの住宅改修の目的はなんですか？

「なんとなくつけておけば便利かと思って・・・」

「保険で安くできるならつけておこうかと・・・」

「〇〇さんがやったと言っていたから何となく自分も・・・」

という漠然な理由で改修してしまうと、利用しなかったり、かえって邪魔になったり、本当に利用したいときに限度額いっぱいでは使えなくなったりすることがあります。

(例) 手すりをつけたが、実際には使わないまま車いす状態になり、手すりが邪魔で車いすが通れない・・・など。

この改修で改善したい生活動作や、解消したい困難な事などを明確にし、いきいきと自立した生活ができるような改修を行いましょう。

◎各部屋や家具の配置の変更、福祉用具利用も検討しましょう

今までどおりの生活パターンも大切ですが、居室の位置を変えたり、家具の配置を変えたりすることで、最小限の改修費用で済むことがあります。

(例) 二階にあった居室を一階に替える。トイレに近い部屋を寝室にする。通りやすいように家具の配置を変えてみる。和式便器に特定福祉用具で購入できる腰掛便座を置く。

◎ケアマネジャーやその他の専門家に相談しながら進めましょう

住宅改修を希望する場合は、どういう理由で改修が必要かを記載した理由書をケアマネジャーが作成しますので、まずケアマネジャーに相談し、その後施工業者を含めて協議をすすめてください。なお、担当のケアマネジャーがいない場合は、地域包括支援センター職員が理由書を作成しますので、横手市地域包括支援センターにご相談ください。

◎改修後のシミュレーションを試してみましょう

健康な時に簡単にできた事ができにくくなっていることから、住宅改修を検討します。健康な人だけで考えた改修は、利用する被保険者本人には使いにくかったり、使えないかったりすることもあります。どういうルートで移動するのか、どのような利用の仕方をするのか、被保険者本人立ち会いのうえで、どこにどのようなものが必要なのか、実際に試しながら検討してみましょう。

◎施工業者については、数社に見積もりを出してもらいましょう

介護のための改修では、人に勧められたからということで施工業者を選ぶのではなく、3社以上の事業者から見積をとるなど、専門知識や対応の仕方、見積もり価格などよく比較してみましょう。

(注) 手すりでは、握りの太さや取り付け位置の高さで使い勝手が違います。手すりの両端がそでにひっかかり転倒したりしないよう内側に曲がっている部材にしたり、手すり取付位置に柱があるか、補強板は必要ないかなど、材料の選択と工法は大事な要素です。